

京都市会告示第2号

地方自治法第74条第4項に基づき、条例制定の請求代表者に意見を述べる機会を与えることに決定しましたので、同法施行令第98条の2第1項及び第3項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成18年1月23日

京都市会議長 卷野 渡

- 1 日 時 平成18年1月25日(水) 午前10時
- 2 場 所 京都市会第2会議室
- 3 事件名 議第590号 京都市無防備・平和都市条例の制定の請求について
- 4 意見を述べる機会を与える請求代表者の数
5名以内
- 5 意見を述べる時間
全体で25分以内

(市会事務局議事課)